

保護者様

岐阜市教育委員会

就学援助の申請について（お知らせ）

岐阜市では、小中学校に通うお子さんの就学に必要な費用にお困りの世帯を対象に、学用品費、給食費などを援助する制度を設けています。申請を希望される方は、各学校（担任もしくは事務職員）へ申し出てください。

【対象となる世帯】

(1) 前年度又は今年度において、次のいずれかの処置を受けた世帯

- ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた世帯
- ・市民税が非課税又は減免となった世帯
- ・個人事業税が減免となった世帯
- ・固定資産税が減免となった世帯（家屋新築による減免は除く）
- ・国民年金保険料の免除を受けた世帯（一部免除を含む。家族全員が免除を受けていることが必要）
- ・国民健康保険料の減免を受けた世帯
- ・児童扶養手当の支給を受けた世帯（児童手当、特別児童扶養手当とは異なります）
- ・世帯更生資金（生活福祉資金）の貸付を受けた世帯

(2) 上記事由に該当しないが、経済的にお困りと認められる世帯

- ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者、または職業安定所登録日雇労働者
- ・保護者の病気等により、急激な収入減となった世帯
- ・前年の所得（収入から必要経費を控除した後の金額）が低いと認められる世帯

※下の表は、前年の所得が低いと認められる世帯の所得制限額の例です。所得制限額は、世帯全員の合計所得であり、家族構成、年齢などによって異なります。

<計算例>

家族数	2人家族	3人家族	4人家族
家族構成	親(35歳)子(9歳)	親(35・38歳)子(9歳)	親(35・38歳)子(9・6歳)
所得制限	206万円程度	272万円程度	325万円程度

★申請前にご注意ください。

税の申告していない方は就学援助の認定審査ができません。所得がない方（税法上の扶養に入っている場合は除く）も申告が必要です。就学援助の申請前に必ず済ませておいてください。

【申請手続き】

★申請書は学校にあります。

就学援助を希望される方は、各学校から申請書をもらい、必要事項を記入の上、各学校へ提出してください。申請書のほか、申請理由に応じた書類の提出が必要です（別添の申請理由別添付書類一覧表参照）。

★前年度申請された方も、本年度希望する場合は申請が必要です。

★年度途中でも申請できますが、申請された月からの認定となり、支給されない費用がある場合もあります。また、日にちをさかのぼっての支給はできませんのでご注意ください。

【支給対象費用】

学用品費、通学用品費	定額支給
新入学児童生徒学用品費（小1・小6のみ）※	定額支給
校外活動費、PTA会費、卒業アルバム代等 生徒会費（中学校のみ）、クラブ活動費（中学校のみ）	実費支給（上限あり）
修学旅行費、給食費	実費支給

※新入学児童生徒学用品費の支給時期について

	支給時期	学年	対象となる世帯
小学校	入学後に支給 (8月末)	小1	入学当初に就学援助申請を行い、認定された世帯 ※認定結果は7月に通知します
中学校	入学前に支給 (2月中)	小6	小6の11月までに就学援助申請を行い、認定された世帯 ※認定結果は12月に通知します

【その他】

★就学援助費の支給時期は、8月末、2月中旬～下旬、翌年度5月です。夏休み前に実施した校外活動・修学旅行分は9月末に支給します。なお、振込み時にすでに納付すべきこととなった学校納入金で3ヶ月以上の未納がある場合は、学校長への振込みとなります。

★就学援助は学校の集金を免除するものではないため、学校の集金は必ず支払ってください。

★年度当初の審査結果は、7月中旬頃に学校を通じて、又は郵送でお知らせします。

★詳細については、岐阜市教育委員会学校指導課 学事係へお問い合わせください。

☎(058) 265-4141 内線6366、6369